

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.30】

補 助 金 名 称	旭川市交通安全運動推進委員会運営費補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	S43		終期	-
予 算 事 業 名	交通安全対策費					(事業コード)		102101		
所 管 部 署	防災安全 部 交通防犯 課					係	電話番号		3531	
交付先(団体、個人等)	旭川市交通安全運動推進委員会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		全市民に対して							
	(意図) どういう状態にしたい		交通安全の組織的な活動を推進し、市民を交通事故から守る。							
対象事業等の内容	関係機関・団体と連携し、交通安全市民総ぐるみ運動をはじめ、各種交通安全教室(老人クラブ、シニア大学等)や、幼児から高齢者までの幅広い年齢層に対する啓発活動を行っている。									
積算方法	人件費は市の会計年度任用職員を参考に予算の範囲内で積算、事業費は活動計画に基づいている。									
事業量指標と過去5年間の実績	① 交通安全市民総ぐるみ運動(年間4期40日間)参加者数 単位:人					② 市民大会、交通安全教室等の開催回数及び参加者数 単位:回(人)				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	600	600	600	600	600	171 (13,098)	236 (16,554)	303 (23,223)	301 (24,012)	293 (22,518)
成果指標と過去5年間の実績	① 交通事故発生件数 単位:件					② 交通事故死者数及び交通事故傷者数 単位:人(人)				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	511	492	416	477	506	6 (618)	2 (584)	8 (491)	2 (549)	5 (587)

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		9	9	4	54	37
		市補助金		2,951	2,951	2,951	2,951	2,951
		協議会負担						
		その他		49	28	172	7	1
	収入合計		3,009	2,988	3,127	3,012	2,989	
	市補助率(%)		98.1%	98.8%	94.4%	98.0%	98.7%	
	支出合計		3,000	2,984	3,073	2,975	2,989	
うち食糧費、交際費								
次年度繰越		9	4	54	37	0		
市負担額	一般財源		2,951	2,951	2,951	2,951	2,951	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.4	0.4	0.4	0.4	
			金額	3,003	3,069	3,102	3,133	3,230
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		5,954	6,020	6,053	6,084	6,181	
受益対象者数		326,057	322,527	318,088	314,101	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		18	19	19	19	20		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				会計処理については会計責任者のもと行われており、また、総会時において監事から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との 適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	□ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間 (終期設定)	◆ 上記以外	■ 合致しない
◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)		□ 有(4年未満)	
		□ 有(4年以上)	
◇ 奨励目的の補助、終期を設定		□ 継続4年未満	
◆ 終期末設定で、補助継続4年以上		□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	
(5)交付規程 (支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない	
	◇ 上記以外	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない	
(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する	
	◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	(※左欄2項目とも適合)	
	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する	
	◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)		
2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない	
	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	・交通事故防止の意識啓発に積極的に推進しており、交通事故発生件数及び傷者数は年度毎の増減はあるものの着実に減少していることから、広く市民に効果が行き渡っており、公益性が高い。	■ 公益性が高い	
3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない	
	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	・設定した事業量指標の実績が年度毎の増減はあるが、一定数ある。 ・廃止・縮小すると交通事故発生件数及び傷者数の増加が見込まれ、市民生活に大きな影響を及ぼす ・補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない	■ 必要性が高い	
4 効果		□ 必要性が高いとは言えない	
	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)	
	・設定した成果指標が年度毎の増減はあるが、減少傾向にある。 ・交通安全運動や市民大会等による啓発活動や交通安全教室等の開催により、交通事故発生件数、傷者数については、年度毎の増減はあるものの減少傾向にある。	■ 効果が高い	
5 その他		□ 効果が高いとは言えない	
	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。		
	1(2) 事業の性質上、受益者負担にはなじまない。 1(3)市(行政)の交通安全対策事業を民間の企業や団体等とともに、より効果的に推進することを目的として設置された経緯があり、市の補助以外に収入がないことから、画一的に補助率を定めることは妥当でない。 1(4)当初の設置目的からなる性格上、行政と一体となつて行う活動が存立意義であり、行政の補助金による運営に頼らざるを得ない。		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市交通安全運動推進委員会運営費補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	—

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
	—

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	交通事故防止の意識啓発活動を、限りある補助金の範囲内でより効率的な成果を出す。
解決に向けた取組	交通事故防止の啓発活動をより多くの市民に向けて発信する。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	近年、飲酒運転やあおり運転、ながら運転などの危険運転が増加しており、交通事故の形態も多様化している。交通安全対策は市の責務であり、同委員会は交通安全思想の普及や交通安全意識の啓発に大きな役割を担っている。
外部評価	—	—
2次評価	継続	—

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1 補助金の概要

【No.31】

補 助 金 名 称	旭川市暴力追放運動推進協議会活動補助金									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	H2		終期	-
予 算 事 業 名	地域安全活動推進費					(事業コード)		102103		
所 管 部 署	防災安全 部		交通防犯 課			係	電話番号		3533	
交付先(団体、個人等)	旭川市暴力追放運動推進協議会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		全市民に対して							
	(意図) どういう状態にしたい		個人・集団を問わず一切の暴力を追放するため、暴力排除意識の高揚、暴力追放運動の推進を図り、明るく犯罪のない住みよい地域をつくる。							
対象事業等の内容	暴力追放に関する啓発普及並びに関係機関及び団体との連絡調整									
積算方法	申請内容を審査し、予算の範囲内で適当と認めた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 暴力追放市民大会参加者数					② 街頭啓発活動参加者数				
	単位:人					単位:人				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	0	81	85	101	91	0	0	52	53	58
成果指標と過去5年間の実績	① 犯罪発生件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,211	1,156	1,327	1,465	1,195					

2 収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		1	1	1	21	22
		市補助金		600	600	600	600	600
		協議会負担						
	その他							
	収入合計		601	601	601	621	622	
市補助率(%)		99.8%	99.8%	99.8%	96.6%	96.5%		
支出合計		600	600	580	599	622		
うち食糧費、交際費		0	7	7	8	10		
次年度繰越		1	1	21	22	0		
市負担額	一般財源		600	600	600	600	600	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工	0.1	0.1	0.1	0.1	
			金額	751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		1,351	1,367	1,376	1,383	1,408	
受益対象者数		326,057	322,527	318,088	314,101	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		4	4	4	4	4		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
		◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である						
		会計処理については会計責任者のもと行われており、また、総会時において監事から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。						

※人件費(正職員分)は、令和3年度7,508千円、令和4年度7,673千円、令和5年度7,755千円、令和6年度7,833千円、令和7年度8,076千円で計算。

項目		チェック項目等	評価
1 補助金交付基準との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	☐ 合致する
		◇ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◆ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	■ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	☐ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	☐ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◇ 団体 1/2以内	☐ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	☐ 有(4年未満)
			☐ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	☐ 継続4年未満
		◆ 終期未設定で、補助継続4年以上	☐ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	☐ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	☐ 合致しない
	2 公益性	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、旭川市暴力追放運動推進協議会が実施する事業は重要であり、極めて公益性が高い。	■ 公益性が高い
			☐ 公益性が高いとは言えない
3 必要性	3 必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・本補助金を廃止・縮小すると、犯罪件数が増加することで社会不安が広がり、市民生活の基盤である治安が悪化するなど市民生活に大きな影響を及ぼすため、必要不可欠な補助金である。	■ 必要性が高い
		・補助事業に類似したサービス等を提供する団体等がない。	☐ 必要性が高いとは言えない
	4 効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・成果指標である犯罪発生件数は減少傾向であることから、一定の効果が認められる。	■ 効果が高い
		・暴力団の追放は職域・地域が一体となって全市的に取り組む必要があることから、ノウハウを有する北海道警察を核とつづ、旭川商工会議所や旭川PTA連合会等の団体で構成されている本協議会に補助する方が、最少の費用で最大の効果を得ることができ費用対効果が高い。	☐ 効果が高いとは言えない
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2) 対象事業の性質上、受益者を具体的に特定することが著しく困難である。	
		1(3) 市(行政)の暴力追放活動を民間の企業や団体等とともに、より効果的に推進することを目的として設置された経緯があり、市の補助以外に収入がないことから、画一的に補助率を定めることは難しい	
		1(4) 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、本事業を継続的に実施する必要があることから、見直し期間や終期は設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補助金名称(当時)	旭川市暴力追放運動推進協議会活動補助金
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	—

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
	—

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課題	限られた予算の中で、効果的な啓発方法を導入することが困難である。
解決に向けた取組	予算の範囲内で実施可能な効果的な啓発方法について、警察や商工会議所などの関係機関と連携し、検討を行う。

6全体的評価

評価	結果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	全国的に暴力団抗争が続いており、本市には当該指定暴力団直系組織があるため、暴力団抗争が発生する可能性がある。このため、企業、地域、行政機関等が一体となって暴力団に対抗する必要があることから、当協議会への継続した補助金の交付が必要である。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	費用対効果が高い啓発活動への見直しを前提に補助金の減額を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.32】

補 助 金 名 称	地域安全活動補助金(旭川中央防犯協会)									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	H9		終期	-
予 算 事 業 名	地域安全活動推進費					(事業コード)		102103		
所 管 部 署	防災安全 部		交通防犯 課			係	電話番号		3532	
交付先(団体、個人等)	旭川中央防犯協会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		全市民に対して							
	(意図) どういう状態にしたい		関係機関と協力して自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の推進を図り、犯罪のない安全で安心なまちにする。							
対象事業等の内容	(1)自主防犯意識の高揚に関わる活動、(2)地域の安全確保に関わる広報活動、(3)各種犯罪の被害防止に関わる活動、(4)子どもの見守りに関わる活動、(5)高齢者の安全確保に関わる活動、(6)生活環境の浄化に関わる活動、(7)銃器や薬物の排除に関わる活動									
積算方法	申請内容を審査し、予算の範囲内で適当と認めた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 旭川市民防犯大会参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	47	35	65	89	145					
成果指標と過去5年間の実績	① 犯罪発生件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,211	1,156	1,327	1,465	1,195					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		122	370	266	232	169
		市補助金		200	200	200	200	200
		協議会負担						
		会費		2,869	2,689	2,740	2,850	2,600
		その他		681	327	292	132	100
	収入合計		3,872	3,586	3,498	3,414	3,069	
	市補助率(%)		5.2%	5.6%	5.7%	5.9%	6.5%	
	支出合計		3,502	3,320	3,266	3,245	3,069	
	うち食糧費、交際費							
	次年度繰越		370	266	232	169	0	
市負担額	一般財源		200	200	200	200	200	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		951	967	976	983	1,008	
受益対象者数			326,057	322,527	318,088	314,101	314,101	
補助金単位コスト(単位:円)			3	3	3	3	3	
適格性	共通事項 団体の運営、 会計処理等		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない					
			◆ 交付申請等が定めたとおりになっている					
			◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている					
			◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である					
			会計処理については会計責任者のもと行われており、また、総会時において監事から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。					

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 有(4年以上)
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 継続4年未満
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◇ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	■ 同一団体補助だが、見直し設定していない
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 奨励目的補助だが、終期を設定していない
		◇ 上記以外	
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
		◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
3 必要性	(7)効果	◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(8)その他	(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市民が安全に安心して暮らせるまちづくりにとって、旭川中央防犯協会が実施する事業は重要であり、公益性は非常に高い。	■ 公益性が高い
			□ 公益性が高いとは言えない
	(9)必要性	(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・犯罪予防に関する専門知識・能力を有する中央警察署を核とし、住民や様々な企業等で構成される旭川中央防犯協会が地域自主防犯活動を直接的・具体的に行い、市は同協会に補助金を交付する、という行政手法は、地域自主防犯活動の推進にとって、効率的・効果的であることから、補助の必要性は高い。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
4 効果	(10)効果	(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		・犯罪発生件数は10年前と比べ約半数に減少していることから一定の効果が認められる。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
5 その他	(11)その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2) 市民全員を対象とする事業の性質上、受益者を具体的に特定することが著しく困難であるが、当協会の会員からは会費を徴している。	
		1(4) 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、本事業を継続的に実施する必要があることから、見直し期間や終期は設定していない。	
	(12)その他		
	(13)その他		

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	地域安全活動補助金(旭川中央防犯協会)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	—

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
	—

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	近年、犯罪件数は減少傾向であるが、特殊詐欺や投資詐欺など新しい犯罪が増加しており、その対策が課題となっている。
解決に向けた取組	旭川中央防犯協会と北海道警察等が連携し、本補助金を活用することで新しい犯罪対策の普及・啓発を進める。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	旭川中央防犯協会は、旭川中央警察署管内での犯罪防止の啓発を行う中核的な団体であり、本市の安全で安心なまちづくりに大きく貢献しているため、本市としても、継続して旭川中央防犯協会を支援(補助)していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	会費収入が増加傾向であることを踏まえ、補助金の減額を検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)

令和7年度行政評価 補助金等評価表

1補助金の概要

【No.33】

補 助 金 名 称	地域安全活動補助金(旭川東防犯協会)									
補 助 金 の 性 格	団体への運営費補助					始期	H9		終期	-
予 算 事 業 名	地域安全活動推進費					(事業コード)		102103		
所 管 部 署	防災安全 部		交通防犯 課			係	電話番号		3532	
交付先(団体、個人等)	旭川東防犯協会									
交付目的	(対象) 誰、何に対して		全市民に対して							
	(意図) どういう状態にしたい		関係機関と協力して自主防犯意識の高揚及び自主防犯活動の推進を図り、犯罪のない安全で安心なまちにする。							
対象事業等の内容	(1)自主防犯意識の高揚に関わる活動、(2)地域の安全確保に関わる広報活動、(3)各種犯罪の被害防止に関わる活動、(4)子どもの見守りに関わる活動、(5)高齢者の安全確保に関わる活動、(6)生活環境の浄化に関わる活動、(7)銃器や薬物の排除に関わる活動									
積算方法	申請内容を審査し、予算の範囲内で適当と認めた額									
事業量指標と過去5年間の実績	① 旭川市民防犯大会参加者数					②				
	単位:人					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	47	35	65	89	145					
成果指標と過去5年間の実績	① 犯罪発生件数					②				
	単位:件					単位:				
	R02	R03	R04	R05	R06	R02	R03	R04	R05	R06
	1,211	1,156	1,327	1,465	1,195					

2収支状況等

単位:千円

				令和3年度(決算)	令和4年度(決算)	令和5年度(決算)	令和6年度(決算)	令和7年度(予算)
補助対象事業等の収支状況	収入内訳	前年度繰越		356	356	520	494	564
		市補助金		200	200	200	200	200
		協議会負担						
		会費		1,639	1,613	1,533	1,663	1,683
		地区防助成金		350	350	240	180	180
		その他		203	188	192	140	
	収入合計		2,748	2,707	2,685	2,677	2,627	
	市補助率(%)		7.3%	7.4%	7.4%	7.5%	7.6%	
	支出合計		2,392	2,187	2,191	2,113	2,627	
	うち食糧費、交際費							
次年度繰越		356	520	494	564	0		
市負担額	一般財源		200	200	200	200	200	
	特定財源							
	人件費	正職員	人工金額	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
				751	767	776	783	808
		臨時・嘱託／会計年度任用職員						
	その他事務費							
	合計		951	967	976	983	1,008	
受益対象者数		326,057	322,527	318,088	314,101	314,101		
補助金単位コスト(単位:円)		3	3	3	3	3		
適格性		共通事項		◆ 支出根拠が法令、条例、規則、要綱等に基づいている ◆ 支出目的、支出範囲が法令の規定に抵触しない				
				◆ 交付申請等が定めたとおりになっている				
		団体の運営、会計処理等		◆ 会計処理が適正である ◆ 設立目的、事業内容等と補助目的との整合性がとれている				
				◆ 決算における繰越金(剰余金)が補助額から判断し、妥当である				
				会計処理については会計責任者のもと行われており、また、総会時において監事から会計監査報告を受けていることから、適正に処理されている。				

※人件費(正職員分)は、令和3年度7, 508千円、令和4年度7, 673千円、令和5年度7, 755千円、令和6年度7, 833千円、令和7年度8, 076千円で計算。

項目		チェック項目等	評 価
1 補助金 交付基準 との適合性	(1)対象経費	◇ 事業費は調査、研修、懇親会等を対象外	■ 合致する
		◆ 運営費は交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等を対象外	
		◇ 例外的に食糧費等一定の上限額を設定し対象	□ 概ね合致する
		◇ 食糧費等、原則対象外経費を補助対象	□ 合致しない
	(2)受益者負担	◇ 適正な負担を設定	□ 合致する
		◇ 受益者負担額分を考慮(減額)し補助額を決定	
		◆ 上記以外	■ 合致しない
	(3)補助率の参考基準	◆ 団体 1/2以内	■ 合致する
		◇ 個人 1/3以内	
		◇ 個人等に対する利子補給 5%以内	
	(4)見直し期間(終期設定)	◇ 上記以外	□ 合致しない
		◇ 同一団体に対する補助、4年を目途に見直し(外部機関に係る部分除く。)	□ 有(4年未満)
			□ 有(4年以上)
		◇ 奨励目的の補助、終期を設定	□ 継続4年未満
		◆ 終期末設定で、補助継続4年以上	□ 同一団体、奨励目的補助ではない(対象外)
2 公益性	(5)交付規程(支出根拠)	◆ 交付規程は制定済、選択基準に合致、その他必要な規定は網羅	■ 合致する
		◇ 上記以外	□ 合致しない
	(6)支出を証する書類の添付	◆ 実績報告時、支出証拠書類提出有	■ 合致する(※左欄2項目とも適合)
		◆ 額の確定時、実地調査等(預金通帳や支出証拠書類原本、帳簿等の確認)を実施	
		◇ 実績報告時、書類大量で、抽出確認や実地調査等で添付に替えている。	□ 概ね合致する
		◇ 書類は添付済だが、実地調査は未実施(ただし、不要な旨合理的な説明が可能なもの)	
	2 公益性	◇ 上記以外	□ 合致しない
		(この補助金の公益性を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
		市民が安全に安心して暮らせるまちづくりにとって、旭川東防犯協会が実施する事業は重要であり、公益性は非常に高い。	■ 公益性が高い
3 必要性	3 必要性		□ 公益性が高いとは言えない
		(この補助金が必要である理由を、具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	4 効果	・犯罪予防に関する専門知識・能力を有する東警察署を核とし、住民や様々な企業等で構成される旭川東防犯協会が地域自主防犯活動を直接的・具体的に行い、市は同協会に補助金を交付する、という行政手法は、地域自主防犯活動の推進にとって、効率的・効果的であることから、補助の必要性は高い。	■ 必要性が高い
			□ 必要性が高いとは言えない
		(この補助金によってどのような効果があったのかを、実績等に基づき具体的に記入する)	(左の内容を踏まえての評価)
	5 その他	・犯罪発生件数は10年前と比べ約半数に減少していることから一定の効果が認められる。	■ 効果が高い
			□ 効果が高いとは言えない
	5 その他	「補助金交付基準との適合性」で合致しない理由について、記載し説明すること。	
		1(2) 市民全員を対象とする事業の性質上、受益者を具体的に特定することが著しく困難であるが、当協会の会員からは会費を徴している。	
		1(4) 安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するためには、本事業を継続的に実施する必要があることから、見直し期間や終期は設定していない。	

4令和3年度行政評価への対応状況等

(行政評価)

補 助 金 名 称 (当 時)	地域安全活動補助金(旭川東防犯協会)
(1)行政評価の結果	理由、改善、見直しの方向
継続	—
(2)対応年度	具体的な内容と効果
	—

(その他の見直し)

見直しの年度	具体的な内容と効果
	—

5補助実施上の課題とその解決に向けた取組

課 題	近年、犯罪件数は減少傾向であるが、特殊詐欺や投資詐欺など新しい犯罪が増加しており、その対策が課題となっている。
解決に向けた取組	旭川東防犯協会と北海道警察等が連携し、本補助金を活用することで新しい犯罪対策の普及・啓発を進める。

6全体的評価

評 価	結 果	理由、改善・見直しの方向
1次評価	継続	旭川東防犯協会は、旭川東警察署管内での犯罪防止の啓発を行う中核的な団体であり、本市の安全で安心なまちづくりに大きく貢献しているため、本市としても、継続して旭川東防犯協会を支援(補助)していく必要がある。
外部評価	—	—
2次評価	見直し	補助金額は繰越金の状況を踏まえ検討すること。

結果欄:継続(現行どおり)、見直し(金額や金額の増減以外の見直し)、終了(自然減を含む)